

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月7日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県	
3. 市区町村名	伊丹市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	
6. 独自利用事務の対象者	高齢障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年3月28日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	26	
10. 保護評価書の名称	高齢障害者の医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.bpc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E4%BC%8A%E4%B8%B9%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E9%AB%98%E9%BD%A2%E9%9A%9C%E5%AF%B3%E8%80%85%E3%81%AF%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%B	
12. 委任関係	▼	

執行機関名 伊丹市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	伊丹市福祉医療費の助成に関する条例による高齢障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び項		伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1市長の項 第2号の5

ご記入の事項の名称及び の該当部分		伊丹市福祉医療費の助成に関する条例による高齢障害者の医療費助成に関する 事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第百二十三号)第1条	伊丹市福祉医療費の助成に関する条例(昭和52年伊丹市条例第18号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は	この条例は、高齢期への移行期にある者、(障害者)、母子世帯員等に対し療養に要する費用の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もつて(市民福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		伊丹市福祉医療費の助成に関する条例(昭和52年伊丹市条例第18号) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年伊丹市規則第31号)